

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	8 保育対策等促進事業費補助金（病児・病後児保育事業）について		
提案市	佐久市		
提案要旨	<p>病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は補助対象とならないが、利用児童が10人未満であっても、基本分は交付されるよう制度の改正を要望する。</p>		
提案理由	<p>当事業は、補助対象事業として採択されるためには、施設基準及び職員配置基準等の実施要件を満たすことが定められていることから、施設整備等の初期投資や看護師や保育士等の配置が必要である。</p> <p>また、病気は予測できないため、利用者の有無にかかわらず開設時間内は利用可能な状態にしておく必要があり、施設の管理費や人件費は常に発生している。</p> <p>現行制度では、病後児対応型が基本分として、1か所当たり年額200万円、加算分として基本分に加え、年間延べ利用児童数に応じて定められた額が加算され交付される。しかし、利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならず基本分も交付されない。</p> <p>本来、子どもが病気になった際は家庭において保育できることが最良であり、施設を利用することなく疾病時の保育環境が整っていることが望ましいが、保護者のニーズとしてあることから、利用児童が10人未満であっても補助金の基本分は交付されるよう、制度の改正を要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>当市では、平成18年度から病児保育事業を市立病院、病後児保育事業を私立保育園1園へそれぞれ委託し実施している。</p> <p>平成24年度には、佐久地域定住自立圏の中心市宣言を行い、病児・病後児保育広域化事業の協定を近隣6市町と締結し、佐久市以外の住民も利用が可能としている。</p> <p>しかし、病後児保育の利用児童数は、病児保育と比較すると利用が少ない状況である。</p> <p>この要因は、病気の症状が回復に向かっていることや、利用料が通常の保育料とは別に、年齢や利用時間に応じて発生すること、さらに集団保育が可能であると保護者が判断し、子どもを保育園に預けてしまっていることなどが考えられる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>保育対策等促進事業費補助金交付要綱 病児・病後児保育事業実施要綱</p>